

**令和 7 年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務委託
企画提案募集要領**

この要領は、令和 7 年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和 7 年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務

(2) 事業目的

近年の人口減少や少子化の進展により、ものづくり産業の生産現場を支える人材不足は深刻な状況となっている。このような中、企業は限られた人材で企業価値を高めるため、技能の向上や若年技能者の育成を推進し、また、持続的な成長のため、長年培われた熟練技能者の優れた技能を若い技能者へ継承していくことが必要である。しかしながら、ノウハウや時間的余裕がないといった課題があることから、熟練技能者から若年技能者への技能継承の手法を学ぶ場を設け、企業価値を高めるための技能向上及び人材育成を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

「令和 7 年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 26 日（木）まで

(5) 事業費（委託上限額）

5, 432, 000 円（消費税及び地方消費税相当を含む。）

(6) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。なお、委託業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方についても、逐次県と協議して決定する。

2 参加資格要件

企画提案に応募できるものに必要な資格は次のとおりとする。

(1) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参

加者の資格)の規定に該当しないこと。

(3) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に該当する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団等ではないこと。

(4) この業務の募集開始時から企画提案提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 国又は地方公共団体が実施する類似業務の受注実績があること。

3 スケジュール

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年6月 3日(火) |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 6月12日(木) 午後3時まで |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 6月30日(月) 午後5時まで |
| (4) 企画提案書のプレゼンテーション(予定) | 7月10日(木) |
| (5) 選定結果の通知(予定) | 7月14日(月) |
| (6) 契約締結(予定) | 7月下旬 |

4 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年6月12日(木) 午後3時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

宛先: sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問の受付後、令和7年6月16日(月)までに、質問書を提出した全ての者に対して、電子メールにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の内容によっては、回答しないこともある。

(4) 留意事項

口頭及び電話、受付期間外の質問は一切受け付けない。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 企画提案提出書(様式第2号) | 1部 |
| イ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第3号) | 1部 |
| ウ 企画提案書(任意様式) | 7部 |

- エ 経費見積書（任意様式） 7 部
オ 類似業務の受注実績（任意様式） 7 部

(2) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日の午後5時までの必着とする。

提出先：宮城県 経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第二班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎14階（北側）

(4) 提出書類の記載事項等

ア 企画提案書

次の各項目に従って提案内容を記載すること。なお、A4判で作成することとし、両面・片面印刷、カラー・モノクロのいずれも可とする。

(ア) 組織・運営体制

組織全体及び当該業務の運営体制、配置予定人数、業務責任者の業務経験等について記載すること。

(イ) 実施準備

広報媒体についての提案、実施スケジュール等について記載すること。

(ウ) 実施方針

仕様書4（2）に記載の開催テーマ、対象者、時間配分、講師、効果検証及びフォローアップの実施方法等について記載すること。また、苦情・トラブル発生時の対応方法についても記載すること。

(エ) 業務の検証

アンケートの実施、分析方法等について記載すること。

(オ) 効果的に実施するための工夫点

業務をより効果的に実施するために取り入れた工夫点について記載すること。

イ 経費見積書

積算に当たっては、提案項目毎に費用の内訳、積算根拠がわかるように記載することとし、消費税等の金額を算出の上、合計金額を記載すること。なお、本業務に必要な経費（人件費など）は全て計上すること。

ウ 類似業務の受注実績

国又は地方公共団体が実施する業務で、類似業務の受注実績がわかる資料を提出すること。複数ある場合は最新の受注業務を3業務程度提出すること。

※類似業務とは、ものづくり産業分野の企業に対する人材育成や技能継承に関するセミナー等の開催実績をいう。

(5) その他

- ア 提出された書類は、原則として提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。なお、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ウ 審査は提出された企画提案書により行うが、受付後、提案内容について説明を求められることがある。

6 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査方法

令和7年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務プロポーザル方式等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションについて総合的に審査し、各委員が採点した順位点の総計が最も高い事業者を契約候補者として選定する。ただし、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達する企画提案者がいない場合は、契約候補者を選定しない。

なお、提案者が1者の場合は、審査の結果業務を適切に実施できると判断される場合、契約候補者として選定する。

(2) 審査日

令和7年7月10日（木） オンライン実施

※オンライン用URL及び開催時間は別途通知する。

(3) 審査項目

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	審査基準	配点
1. 組織・運営体制 （配点5点）	適切な人事配置、組織体制が整えられているか。	5
2. 実施準備 （配点15点）	効果的な広報が提案されているか。	10
	業務遂行に当たり、適切なスケジュールが組まれているか。	5
3. 実施方針 （配点55点）	業務の目的が十分理解された内容となっているか。	10
	開催テーマ、対象者、時間配分、講師の選定は適切か。	20
	効果検証及びフォローアップの実施方法は適切か。	20
	苦情、トラブル対応について適切な提案がなされているか。	5
4. 業務の検証 （配点10点）	アンケートの実施方法、分析方法は適切か。	10
5. 効果的な工夫 （配点5点）	業務をより効果的に実施するための工夫が盛り込まれているか。	5
6. 受注実績 （配点10点）	業務を遂行するに当たり十分な類似業務の受注実績があるか。	5
	経費は適切に積算されているか。	3
	パートナーシップ構築宣言を公表しているか。	2
合計評点		100

(4) プレゼンテーションの実施方法

ア 出席者は、1 事業者につき 3 名以内とする。

イ 1 事業者当たりの持ち時間は 4 5 分以内（説明 3 0 分、質疑応答 1 5 分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。

ウ プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、当日の追加資料の配布、資料の差し替え等は認めない。

エ プレゼンテーション当日は、企画提案者のプレゼンテーション資料の画面共有は行わないため留意すること。

(5) 審査結果の通知及び公表

選定委員会による審査終了後、各企画提案者に対し選定結果を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部産業人材対策課ホームページにて公表する。

なお、選定理由に関する質問には応じない。

7 契約の締結

原則、選定委員会で選定された事業者を契約候補者として、本業務を委託するものとする。県は、選定した契約候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約候補者として、業務委託契約を締結するものとする。

8 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 本業務により得られる成果は、全て県に帰属するものとする。

(3) 企画提案に参加する事業者が、企画提案を公正に執行することが困難であると認められるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。

(4) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成 1 1 年宮城県条例第 1 0 号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの不開示部分を除き、開示することがある。

9 問合せ先

宮城県 経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第二班

住所：〒9 8 0－8 5 7 0 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

電話：0 2 2－2 1 1－2 7 6 3

メールアドレス：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp